

## ・ 小規模基本法・小規模支援法が公布される

日本再興戦略では、「2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に倍増」という目標を掲げています。中小企業のなかでも、とりわけ地域経済の担い手として重要な小規模事業者に光をあてた政策が始動します。商工会及び商工会議所が、市町村や地域の金融機関等と連携して支援する仕組みです。(2頁)

## ・ 福祉サービス事業への取り組みの現状

当法人は、平成18年から、福祉サービス第三者評価を進めています。経営コンサルタント集団である「けいしん神奈川」が、福祉施設を評価するにあたり、単なる評価で良しとするのではなく、経営改善活動への切っ掛けにすべきと述べています。(4頁)

## ・ 5S活動の指導報告

5S(整理、整頓、清掃、清潔、躰)は、経営改善の基本です。売上を伸ばすのはそう簡単にできるものではありません。工場や事務所に潜む無駄な作業をなくすことができれば、それだけでコストを下げることができ、利益が確実に増えます。

日頃から、5S活動に取り組んでいる幸田年雄(ものづくり企業研究会事務局長)氏から、指導方法を報告して頂きます。(5頁)



(講義中の幸田年雄氏)

## ・ ビジネス支援トーク

「栄養士を必要と考えるくださる方々が、栄養士に出会うことができる機会をたくさん作ろう!」という思いを持って起業した安藤美佐代表(栄養サポートネットワーク合同会社)に、社員の「食」の問題について、お話を頂きました。(7頁)



(講演中の男澤氏)

## ・ 中小企業経営者及び創業者セミナー第二弾

代表取締役社長男澤誠(株式会社スリーハイ)様から、「若き2代目経営者による経営革新体験談」という題で、ご講演を戴きました。(8頁)

## ・ 公益法人の豆知識 公益法人は収益目的事業による収入アップが鍵です

事業を受託するには、豊富な運転資金が必要であり、運転資金を増やすには収益目的事業による収入アップが鍵であることを述べています。(9頁)

## ・ けいしん情報(10頁)

■坂本光司教授をお招きして、経営・労働シンポジウムを開催します。

■ホームページをリニューアルしました。

# 小規模基本法・小規模支援法が公布される

副理事長 望月建治

小規模企業振興基本法（小規模基本法）及び「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（小規模支援法）」が6月20日、第186回通常国会において成立し、6月27日に公布されました。

全国385万の中小企業、中でもその9割を占める小規模者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在ですが、地域経済の低迷といった構造変化に直面しており、売上げや事業者の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えています。

**小規模基本法**は、小規模企業の振興に関する施策について、総合的かつ計画的に、そして国、地方公共団体、支援機関等が一丸となって戦略的に実施するため、政府が基本計画を閣議決定し、国会に報告する等の新たな施策体系を構築するものです。その内容は次のとおりです。

## 基本原則

小規模企業について、事業の持続的な発展を図ることを位置づけ、小企業者の円滑かつ着実な事業の運営を適切に支援すること。

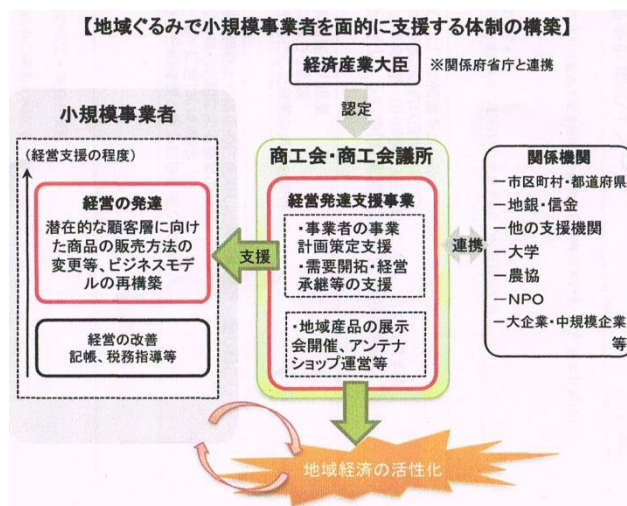
## 基本計画

5年間の「小規模企業振興基本計画」を策定し、政府として一貫性・継続性のある小規模事業者政策に取り組む姿勢を明確にする。基本計画の策定を明確にする。基本計画の策定あたり小規模事業者の意見を聞くことはもちろん、国会に報告し、毎年その進捗もレビューする。

## 基本的施策

- 1 多様な需要に応じた商品・サービスの販路拡大、新事業展開の促進
- 2 経営資源の有効活用及び個人の能力の発揮の促進
- 3 地域経済の活性化に資する事業の推進
- 4 適切な支援体制の整備

**小規模支援法**は、半世紀にわたり小規模事業者の経営相談に応じてきた商工会及び商工会議所が、市町村や地域の金融機関等と連携して、小規模事業者の意欲ある取り組みを強力に支援するための体制を整備するものです。商工会等は小規模事業者の事業計画の策定を支援し、その着実なフォローアップを行う「伴走型」の支援を行うことになる。地域ぐるみで小規模事業者を支援する体制は右図に示される。



小規模企業基本計画法で策定を定められた基本計画では、4つの目標と10の重点施策を柱に構成されている。その内容は次のとおりである。

#### < 目 標 >

- 1 小規模企業の強みである顔の見える信頼関係をより積極的に活用した需要創造型・掘り起こしとなる「**需要を見据えた経営の促進**」
- 2 新たな人材が能力を発揮できる多様な働き方の提案、事業廃止の円滑化と事業廃止後の安定、再チャレンジへの環境整備など「**新陳代謝の促進**」
- 3 地域のブランド化、にぎわい創出に向けた「**地域経済に資する事業活動の推進**」
- 4 地域で小規模企業の課題を解決し、成果を出す支援体制の構築を目指す「**適切な支援体制の整備**」

#### < 重点施策 >

##### 「**需要を見据えた経営の促進**」

- ① ビジネスプランなどに基づく経営の推進
- ② 需要開拓に向けた支援
- ③ 新事業展開や高付加価値化の支援

##### 「**新陳代謝の促進**」

- ④ 起業・創業支援
- ⑤ 事業承継・円滑な事業廃止
- ⑥ 人材の確保・育成

##### 「**地域経済に資する事業活動の促進**」

- ⑦ 地域経済に波及効果のある事業の推進
- ⑧ 地域コミュニティを支える事業の促進

##### 「**支援体制の整備**」

- ⑨ 支援体制の整備として、「よろず支援拠点」の活用と、国・地方公共団体など緊密な連携やミラサポを通じた施策の共有
- ⑩ 手続き簡素化・施策情報の提供、インターネット、マスコミなどを活用したわかりやすい情報を積極的に提供する

因みに、今後の中小企業・小規模企業者政策の柱は次の6項目

- 1 被災地の中小企業・小規模企業者対策に万全を期す
- 2 地域の中小企業・小規模事業者の活性化
- 3 小規模企業者支援策の強化
- 4 中小企業・小規模企業者のイノベーション推進
- 5 創業・第二創業等へのきめ細かな支援
- 6 消費税転嫁対策等

# 福祉サービス事業への取り組みの現状

理事 牟田賢己

福祉サービスの業界は、保育・高齢・障がいの分野があります。福祉サービスは、今まで行政による「処置制度」にて運営されていましたが、利用者自らがサービスを選択する「契約制度」に変わりました。

また、民間の事業者の進出等もあり現在、制度の変更により環境が大きく変化しています。この環境変化により、各分野とも課題が浮き彫りになってきています。

保育分野では、待機児童解消対応のため、保育施設が急増し質の確保の課題が出てきています。近い将来、保育士の質の向上や少子化による保育園同士の競争激化、保護者からの保育内容に対する要望（保育だけでなく学習も）への対応等の課題があります。

高齢者分野では、高齢化の進展に伴う認知症への対応、高齢者住宅の質の問題、人材の確保等の課題、障がい者分野では、工賃アップそのための製品の質の向上や販路開拓、人材の育成と定着等の課題が見えています。

福祉サービスのどの分野でも、「質の向上」と「人材育成」が課題です。処置から契約への流れの中で株式会社の参入などもあり、過度な金儲けのための運営も散見されます。福祉の業界は一般企業のような、コスト削減や業績向上だけでなく、社会を運営していくためのインフラとして、どう充実させ守っていくかという「社会的共通資本」の考えや、“人の心を大切に”した経営を前提に、限られた資源を効率的に、有効配分・活用するかが大切です。

けいしん神奈川では、平成18年から、福祉サービス第三者評価を進めています。本年度、横浜市の福祉サービス第三者評価の評価者が8名増え、福祉サービス評価者は神奈川県や川崎市の評価者を含め17名になりました。

第三者評価では「気づき」を得てもらうことが重要視されています。「気づき」には、改善の「気づき」と改革の「気づき」があります。多くの評価機関は、提供しているサービスの改善の視点からの「気づき」を中心に、第三者評価を進めておりますが、けいしん神奈川の評価の特徴は、コンサルタント集団として組織マネジメントの視点から改善ではなく、改革につながる「気づき」を得ていただくことに力を入れております。

改善の「気づき」はすぐ実行でき効果が出ますが、改革につながる「気づき」は非常に重要な課題ととらえているがハードルが高く、なかなか実行に結びつかないが現状です。

「気づき」を継続的なカイゼン活動に結びつけるのが福祉施設のこれからの課題と考えています。特に、福祉施設の経営資源の多くはヒトです。ヒトの育成を踏まえた、経営力向上の取り組みが将来福祉施設で必要になると推測しています。第三者評価での「気づき」を継続的なカイゼン活動に結びつけることは、けいしん神奈川でしかできない活動と考えており、今後、強力に進めていくことが必要と考えています。

現在、公益社団法人として福祉サービスへの取り組みは、当法人の重点事業として取り組んでいます。多くの会員の方が福祉サービス業界に関心を持ち参加していただければと考えております。

## 5S 活動の指導報告

会員 幸田年雄

5 S 活動を実施することにより職場が綺麗になり会社が変わった、従業員の意識がかわったとよく言われます。

この5 Sとは「整理 (Seiri)・整頓 (Seiton)・清掃 (Seisou)・清潔 (Seiketsu)・躰 (Shituke)」の頭文字をとった5つの項目の活動です。

5 Sにより綺麗になった職場は安全で効率の良い作業ができます。また、CS (お客様満足度)につながります。サービスの質のアップ、綺麗なお店や会社は評判となり宣伝効果にもなり、リピート客を増やすことにも役立ちます。

5 Sを実施することにより、社員の意識化改革・モラル (士気) 向上につながります。効率面では、探すムダや動線改善などができ作業時間の短縮などが図れます。

私が指導を行う時の流れは、まず5 Sの座学を実施し、次に現場に入り、従業員の方の意見を聞きながら5 Sの実践を行います。最初は5 S活動に反発する方がありますが、実際に活動を行い目に見えて効果がでてくるとそのような方もいなくなります。

指導時は覚えやすい5 Sキーワードである「2 S (整理・整頓)」、「3定」、「見える化」を使います。「2 S」とは整理・整頓のことで、5 S活動が初めての現場指導の時によく使います。すぐに5 Sすべてを理解し覚えるのは大変で、頭が混乱してしまいます。2 S (整理・整頓)の言葉を使うと指導が受け入れやすいようです。



「3定」とは定位置、定品、定量のことです。モノや設備などの置き場所を決め、取り出しやすくすることです。具体的にはモノの置き方、職場のレイアウト、仕事の進め方の標準化を進めます。「見える化」とは基準、標準が設定されており、現状が基準、標準からズレていないかを確認できることです。そして次に見える化、言える化、直せる化ができる状況をめざします。モノの置き方、設備配置、仕事の進め方に対して管理サイクルのPlan-Do-Check-Actionをまわすことのできる見える化を指導します。

5 S活動の効果実績として、綾瀬市にある従業員7名の製缶業社で5 Sを指導した結果、5 Sにより工場内に空きスペースを作ることができ、工場レイアウト変更に繋がり、離れていた第二工場を第一工場の一つに集約することで、家賃、移動時間のムダ削減などが実現し年間202万円の節約効果を出した事例があります。

以下は、工場やオフィスの現場に出向き従業員および経営者と一緒になり5 Sを実施してきた5 S実践指導事例を紹介いたします。



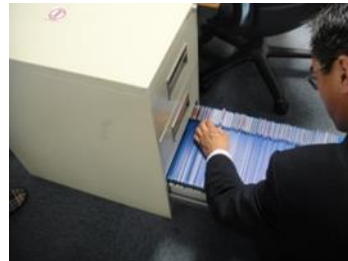
■ 「整理」 不要な書類を捨てる

1年分の請求書が保管されていた引出しから、倉庫へ期限内保管するものとファイル保管するものに分類し、残す必要のある書類だけを残しました。

**Before**



**After**



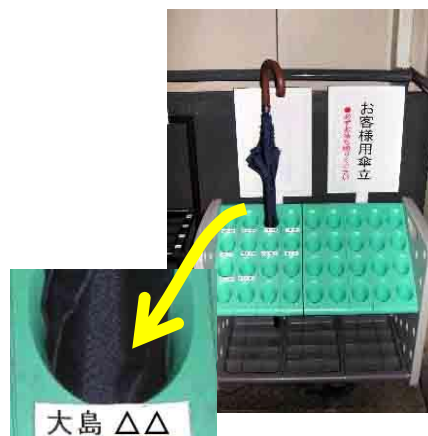
■ 「3定」傘たての3定管理

社員の傘を置く位置を指定席にすることにより、傘たての2Sができ、お客様のエリアも確保でき会社のイメージがアップしました。

**Before**



**After**



■ 「見える化」探すムダ改善

扉を開かなくとも棚内部の製品保管状態が見えるようにガラス扉に変更し、扉を開けなくとも探すことができるようになりました。

**Before**



**After**



## ■ 「整頓」 工作機の刃具の整理

奥のものを取りやすくするために、棚段ごとにひな壇を設置し刃具を探しやすく、取り出しやすくしました。少し余分な動作が残りますが妥協する中にも少しでも使いやすさを考えました。

Before



After



最後に5S活動は製造業からサービス業と幅広く行える活動です。今後もものづくり企業研究会の活動として取り組み中小企業の支援を続けていきます。

## ビジネス支援トーク

講師 代表 安達 美佐  
会社 栄養サポートネットワーク合同会社  
会社所在地 〒252-0334 神奈川県相模原市南区若松 2-2-4  
ホームページ <http://www.nutrisupport.co.jp/index.html>

8月23日(土)に県立川崎図書館で、「ビジネス支援トーク」が開催されました。このセミナーは、けいしん神奈川と県立川崎図書館の共催により毎年開催しています。

今回は「『食』は企業の未来を決める」～伸びる社員の『食』の必須条件～といったテーマで、管理栄養士の安達美佐先生がお話になりました。安達先生は、管理栄養士の資格は保有していましたが、子育てが終わってから更にブラッシュアップに向けて大学で勉強され、博士号も取得されたキャリアウーマンです。



(講演中の安藤美佐代表)

セミナーでは企業で働くサラリーマン層に的を絞り、企業の活性化のためには社員が朝食はじめ毎日の食事を大事にすることが不可欠であることを強調されました。安達先生の話のなかに、朝食をしっかり食べる人ほど学力が高い、年取が高いほど朝食をほぼ

毎日食べているといった興味深い内容もありました。

参加者は、事前に日経のインフォメーションに掲載されたこともあり40名とほぼ募集人員(50名)を満たしました。男性、女性、若年者、高齢者とバラエティーに富み、「健康」や「栄養」といった面に関心を抱いている方が多かったようです。セミナーの後の質問も活発で、「食」や「健康」に対する意識の高さが感じられました。

## 中小企業経営者及び創業者セミナー第二弾

講師 代表取締役社長 男澤 誠

会社名 株式会社 スリーハイ

住所 〒224-0023 神奈川県横浜市都筑区東山田 4-42-16

ホームページ <http://www.threehigh.co.jp/>

神奈川県信用保証協会、(公財)神奈川産業振興センター、(公社)けいしん神奈川の共催による中小企業経営者及び創業者セミナーの第2弾として、男澤 誠様から、「若き2代目経営者による経営革新体験談」という題で、ご講演を戴きました。以下は、講演における筆者の印象を記しました。

創業者である父親に乞われて入社してから現在に至るまでの経緯を、なかでも企業文化の違いに悩む、事業承継を決断した時の思い、社長の考えがどのくらい従業員に伝わっているかを、会場の皆さんと交流しながら講演されました。

### ・(株)スリーハイへ入社

父親が入院した時に、父親の依頼で2000年に入社。それまでは、大手IT会社(従業員5000人)でプロジェクトを率いていましたが、いきなり後継者含みで入社し、雰囲気暗さに吃驚したそうです。

会話が無い、社員の冷たい視線を背中に浴びる、飲み会がまるでお葬式のような雰囲気を変えたいと思っても、創業者と意見が合わない。

結局、大手IT企業で培った既成概念を捨て、自分の看板を下ろすことからはじめたそうです。

### ・事業承継を決断する

2008年9月15日のリーマンショックで売上が80%減、メイン顧客が倒産、ワークシェアリングの導入。社風がさらに悪くなるし、社員がやめていく。

そんな時に、創業者が事業承継の相談をしてきた。正直否だったが、創業者とじっくり話し合い、なぜ起業したのか思いをとことん聞いた。そこから出てきた言葉は、High-Technology、High-Touch、High-Fashionというビジョン、品質への絶対の拘り。会社名であるスリーハイの意味を初めて知ったそうです。ビジョンこそ共通言語であり、事業承継はビジョンの共有から始めるべきだとお話されました。

世代交代で大事なことはビジョンをしっかりと受け継ぎ、男澤 誠氏は2009年に代表取締役に就任しました。

### ・社長の思いは伝わるか？

社長業に専念し始め、外との付き合い、勉強会、研修会等に参加し、会社にいる時間



が少なくなった。ある時、インターンの女子大生に「社長は何処に行っているの、社内に不満が満ち満ちている」と言われ、はっと気づいたそうです。社員との距離を縮める必要があると。

社長が吸収したことは、社員へフィードバックする、それでも 2 割しか伝わらない。社長と社員はゴム紐で繋がっており、伸ばしすぎると切れてしまう。伸ばしきらないうちに、フィードバックをしなければいけない。

### ・スリーハイの未来

「E S クレドの導入」「製造業らしくないことをやりたい」「尖っていたい」という言葉が次々と出てきます。モノづくりに拘りながらも、新しい付加価値を如何にして付け加えようとしているかがうかがえます。

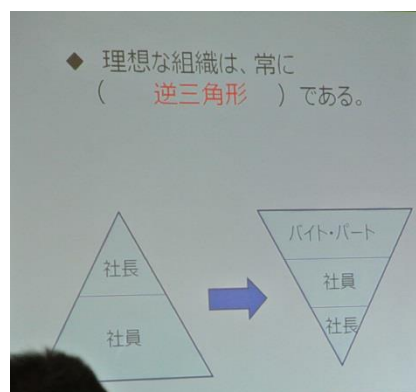
横浜市の地域貢献企業に認定されたことを切掛けにして、2013 年には東山田工業団地の防災マップを東山田中学校の生徒と一緒に作成。活動に参加した社員は、P T A やご近所から感謝の言葉を貰う。この言葉が、社員の動機づけになるとのこと。2014 年度からは、社員をスムーズに巻き込めるようになったとのお話です。

動機づけをきちんとすれば、何事につけ、社員が自主的に動くようになる。展示会なども、社員同士が意見をぶつけ合い、何を出すかを自主的に決めているそうです。

理想な組織とは逆三角形だ。社員がスポットライトを浴びる場を如何に作るかが社長の役割であるとお話は、非常に印象深かったです。

スリーハイのホームページを開けると、いきなり社員の顔が飛び込んできます。左から右へ次々と、商品を持った社員の姿が流れていきます。これも、社員がスポットライトを浴びる舞台づくりの一つのようです。

(文責：広報)



## 公益法人の豆知識

### 公益法人は収益目的事業による収入アップが鍵です

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」は、公益法人の公益目的事業収入については第 14 条、公益目的事業比率については第 15 条で定めています。

第 14 条では、公益目的事業が収支相償でなければならないとしており、公益目的事業だけを実施していたのでは正味財産を増やすことができません。平成 25 年度は、当法人の正味財産は約 86 万円減少して約 277 万円になり、平成 26 年度は、更に約 37 万円が減る予算になっています。

第14条(公益目的事業収入) 公益法人は、その公益目的事業を行うにあたり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。

第15条(公益目的事業比率) 公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率が百分の五十以上となるように公益目的事業を行わなければならない。

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」から抜粋

科 目		平成25年度 (実績)	平成26年度 (予算)
経 常 費 用	公益目的事業会計	30,633,561	16,855,000
	収益目的事業会計	262,487	458,182
	法人会計	2,093,805	1,675,218
	合計	32,989,853	18,988,400
当期正味財産増減額		▲ 858,718	▲ 371,400
正味財産期末残高		2,776,845	2,405,445
平成26年度定時総会議案書から抜粋			

事業を受託するには運転資金が必要です。大きな事業を受託しようとする、正味財産を増やさなければなりません。正味財産を増やすには、どんな方法があるのか？寄付を募る、又は第15条にある公益目的事業比率50%以上、つまり収益目的事業を50%に近づけることです。

寄付は、そう簡単集められるものではありません。自力で正味財産を増やすのが本筋です。当法人の事業の9割以上が公益目的事業ですので、収益目的事業を50%弱まで拡大すれば、正味財産を増やすことができます。正味財産を増やして、大きな事業を受託したいものです。(文責：広報)

## ◆◆◆ けいしん情報 ◆◆◆

### ■経営・労働シンポジウムを11月17日13:30～16:30開催します

“日本でいちばん大切にしたい会社”の著者である坂本光司教授をお招きして、基調講演とパネルディスカッションのコーディネーターを務めて頂きます。

〈一部〉基調講演 会社はだれのために？

会社経営とは「五人に対する使命と責任」を果たすための活動である！

講演 坂本 光司 (法政大学大学院政策創造研究科教授)

〈二部〉パネルディスカッション 人を大切にする経営

コーディネーター 坂本 光司 教授

パネラー 株式会社大協製作所 代表取締役社長 栗原 敏郎 氏

パネラー 株式会社マーク電子 代表取締役社長 村山 忠雄 氏

〈会場：神奈川中小企業センター13階第1・第2会議室〉

### ■ホームページをリニューアル (<http://www.keieishindan.jp/>) しました

ホームページが更新できず、長らく会員の皆さんにはご迷惑をお掛けしました。会員松浦融氏のご尽力により、ホームページのリニューアルがやっとリリースに漕ぎつけました。

今までは、業者に全てお任せで、タイムリーな更新ができませんでした。今回は、事務局がたやすく更新できるように、リニューアル版をKDDI社の子会社がサービスしているJIMDO(旧みんなのビジネスオンライン)上に構築しました。

会員の皆さんの協力を得て、事業活動や専門研究会の内容を充実させ、対外的に発信をしていきます。さらに、専門研究会等の開催日を掲載することで、会員間の交流を図って行きますので、御協力をお願いします。

### 編集後記

阿部政権が小規模事業者に光をあてた政策を始動。商工会及び商工会議所が主体となって支援に取り組みます。ビジネスチャンスが転がっていますので、獲得に努めましょう。

### 公益社団法人けいしん神奈川 広報誌

発行 理事長 小池 登志男

〒231-0015 横浜市中区尾上町 5-80

電話 045-633-5163

FAX 045-662-5174

E-mail: [keshin@apricot.ocn.ne.jp](mailto:keshin@apricot.ocn.ne.jp)

編集 広報担当理事 菅谷 宏